別紙

「下水道管路施設調査に伴う空洞調査委託業務(R7-1)」の最低制限価格の設定について

下記のとおり最低制限価格を設定する。

記

算定式

地質調査

直接調査費+間接調査費×90/100+諸経費×50/100

直接調査費=直接調査費+直接調査費(電子成果品作成費(市場単価))

間接調查費=間接調查費+間接調查費(施工管理費(市場単価))

上記算定式により算出した額が予定価格の3分の2に満たない場合は、予定価格の3分の2の額とし、予定価格の10分の8.5を超える場合は、予定価格の10分の8.5の額とする。

土木設計

直接人件費+直接経費+その他原価×90/100+一般管理費等×50/100

直接人件費=解析等業務

上記算定式により算出した額が予定価格の 10 分の 6 に満たない場合は、予定価格の 10 分の 6 の額とし、予定価格の 10 分の 8.1 を超える場合は、予定価格の 10 分の 8.1 の額とする。

参照:高知市上下水道局企画財務課ホームページ内「入札・契約制度」中,「建設工事に係る委託業務の最低制限価格の算定方法の改正について(上下水道局 令和7年4月1日以降)」を参照のこと。